

選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)
第26号 令和6年3月27日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局
〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県選挙管理委員会内
TEL:099-286-2237
FAX:099-286-5517
mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



バックナンバー
はこちらから

7月7日(日) 鹿児島県知事選挙

令和6年度は、4月14日(日)の鹿児島市議会議員選挙をはじめ、7月7日(日)の鹿児島県知事選挙など、9月までに下表のとおり選挙が予定されています。選挙は、民主主義の根幹をなすものです。日頃から政治や選挙に関心を持ち、棄権することなく、必ず投票に行きましょう。また、投票日当日、投票に行けない人は、期日前投票も活用しましょう。

令和6年度(4月~9月)の選挙予定

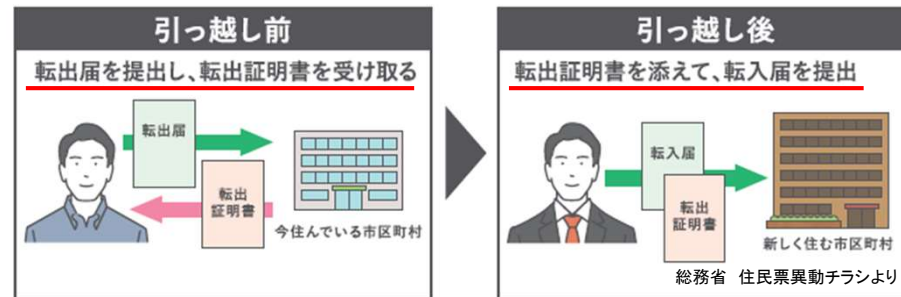
選挙の種類	任期満了日	告示日	選挙期日
鹿児島市議会議員選挙	R6. 4. 28	R6. 4. 7	R6. 4. 14
十島村村長選挙	R6. 5. 15	R6. 4. 16	R6. 4. 21
十島村議会議員選挙	R6. 6. 9	R6. 4. 16	R6. 4. 21
大和村議会議員選挙	R6. 5. 29	R6. 5. 14	R6. 5. 19
鹿児島県知事選挙	R6. 7. 27	R6. 6. 20	R6. 7. 7
宇検村議会議員選挙	R6. 9. 13	未定	未定
龍郷町議会議員選挙	R6. 9. 13	未定	未定
和泊町議会議員選挙	R6. 9. 13	未定	未定
知名町議会議員選挙	R6. 9. 13	未定	未定
与論町議会議員選挙	R6. 9. 13	未定	未定

住民票の異動を忘れずに

引っ越し先で投票ができるように、引っ越しをする人は住民票を異動しましょう。(住民票の異動は転出転入の前後14日以内)

住民票を異動して三か月が経てば、その市町村の選挙人名簿に自動的に登録され、投票ができるようになります。

住民票は、行政サービスを受けるためにも必要なものです。忘れずに手続きをしましょう。



利用しましょう 期日前投票・不在者投票

投票日当日より前に投票ができる**期日前投票制度**、投票日当日に、自分が住んでいる市町村にいなくても投票ができる**不在者投票制度**の利用が広がっています。

昨年4月に行われた鹿児島県議会議員選挙では、投票した人の約37%が期日前投票制度を利用しました。



期日前投票宣誓書の様式が変わって、宣誓書への署名のみで投票ができるようになりました。